

1. ② 業務継続に向けた取組の強化

資料

概要

【全サービス★】

厚生労働省「平成3年度介護報酬改定における改定事項について」より抜粋

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

（参考）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じ更新予定。）

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・防災計画と自然災害BCPの違い
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等



介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修を開催しました。研修時の資料と作成手順の研修動画（令和3年度）を掲載しましたので是非ご覧ください。
総論等もご視聴いただきますとより理解を深めることができますので併せてご活用ください。

ガイドライン資料と研修動画の構成

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<新型コロナウイルス感染症編>

・[新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)

・[様式ツール集](#)

・[感染症ひな形（入所系）](#) ・[感染症ひな形（通所系）](#) ・[感染症ひな形（訪問系）](#)

【例示入り】

・[感染症ひな形（入所系）](#) ・[感染症ひな形（通所系）](#) ・[感染症ひな形（訪問系）](#) <R3年度NEW！>

<自然災害編>

・[自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)

・[自然災害ひな形](#)

【例示入り】

・[自然災害ひな形（共通）](#) ・[自然災害ひな形（サービス固有）](#) <R3年度NEW！>

動画の構成

総論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
1：BCPとは	2：共通事項 3：入所系 4：通所系 5：訪問系	6：共通事項（概要編） 7：共通事項 8：通所サービス固有事項 9：訪問サービス固有事項 10：居宅介護支援サービス固有事項

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

<介護サービス類型毎の対象項目>

- ・入所系サービス：1，2，3，（6），7
- ・通所系サービス：1，2，4，（6），7，8
- ・訪問系サービス：1，2，5，（6），7，9
- ・居宅介護支援サービス：1，2，5，（6），7，10

※「6：共通事項（概要編）」は、「7：共通事項」の内容を、簡潔にまとめたものです。

**令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
(地域医療介護総合確保基金)**

対象となる事業所・施設等		対象経費			
		※通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成			
		【緊急時の介護人材確保に係る費用】	【職場環境復旧・環境整備に係る費用】		
(ア)	新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等 (休業要請を受けた事業所・施設等を含む)	①	利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む）	○職員への感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件のもと実施された自費検査費用（介護施設等のみ）	○介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用 ○感染性廃棄物の処理費用
		②	濃厚接触者に対応した短期入所系サービス事業所、介護施設等、訪問系サービス事業所	○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用	○在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用 ○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ・代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
		③	都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所	○職員への感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・一定の要件のもと実施される自費検査費用（介護施設等のみ）	
		④	感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）	○感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用 (高齢者施設等のみ)	感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用 (高齢者施設等のみ)
		⑤	病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等		
(イ)	新型コロナウイルスの流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（(ア)①、③に該当しない場合）	○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用	○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ・代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）		
(ウ)	介護サービス事業所・施設等と連携する事業所・施設等 (利用者の受け入れ、応援職員の派遣) ※以下の事業所・施設等と連携 ・(ア)の①又は③に該当する事業所、施設等 ・自主的に休業した介護サービス事業所	○連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費	【問合せ先】 高知県子ども・福祉政策部長寿社会課 介護事業担当 TEL：088-823-9632		

新型コロナウイルス感染症社会福祉施設相互支援ネットワーク

- ・社会福祉施設で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生しても、サービスを継続して提供できるように県内の社会福祉施設による連携の下、応援職員の派遣や代替サービスを提供する相互支援ネットワークを構築
- ・応援職員の派遣や代替サービスの提供などの『相互支援』に協力いただける社会福祉施設をあらかじめ登録
- ・感染者が発生した施設からの応援依頼※に基づき、職員の派遣や代替サービスの提供施設を調整
※同一法人・グループ内等で可能な限り調整しても、なお職員が不足する場合等に応援を依頼

協力可能施設・職員数等（令和4年1月末時点）

○ネットワーク協力可能施設 279施設（実数ベース）

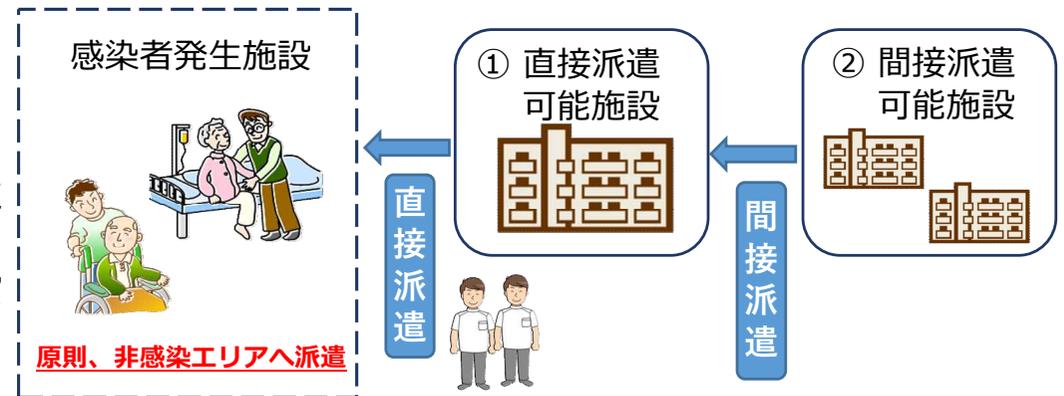
○応援派遣可能職員数 158人（実数ベース）

相互支援の枠組み

（1）応援職員派遣

ネットワーク協力可能施設 85施設
応援派遣可能職員数 158人

- ① 直接派遣 ・ 感染者発生施設（入所系）への職員派遣
- ② 間接派遣 ・ 感染者発生施設等へ職員を派遣した施設への派遣



（2）代替サービス提供 [ネットワーク協力可能施設 225施設]

- ① 入所者の短期受入
 - ・ 感染の疑いのない利用者の受け入れ
 - ・ 在宅で介護していた家族が感染したことにより、介護者が不在となった要介護者等へのサービスの提供 等
- ② 居宅サービスの提供
 - ・ 事業所の職員が感染したことにより、サービスを提供できなくなった利用者へのサービスの提供 等

【問合せ先】

高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課
災害時要配慮者支援担当 TEL：088-823-9089